

タイロシン等に関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見】</p> <p>合成抗菌剤やタイロシンについては、 『基準値を設定しない食品に関して、食品、添加物等の規格基準 第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。』にも関わらず、基準値を設定さえすれば、含有を許すとは、国民の健康軽視も甚だしい限りです。原則通り、すべての食品への含有を禁止してください。</p>	<p>【回答】</p> <p>御指摘の規定については、基準値が設定されていない食品に対して適用されるものです。</p> <p>そのため、国内の農薬等の使用に関する制度等において認められている適正な使用に基づく食品への農薬等の残留を禁止するものではありません。</p> <p>なお、消費者庁では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、食品衛生基準審議会において専門家等の御意見を聴いて、子どもや妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、農薬等の残留基準を設定しています。</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見】</p> <p>別紙の2枚目の「牛の筋肉」は「基準値を引き上げる品目等」にあたっているが、改正前後で基準値0.01は変更されていないのではないかと？</p>	<p>【回答】</p> <p>キノフメリンについては、これまで国内での農薬登録等がなく、改正前は、「牛の筋肉」を含め残留基準値の設定がなかったため、一律基準(0.01 ppm)が適用されていたところ、本改正において、作物残留試験等に基づき新たに基準値として0.01 ppmと設定しようとするものです。結果的に、改正前後で同じ値が適用されることとなります。</p> <p>別紙の記載については、0.01 ppm以上の基準値を新たに設定する食品については、「基準値を引き上げる品目等」に該当する取扱いとしております。</p>

※上記のほか、今回の意見募集に直接関与しない御意見を1件頂きました。